

財務省告示第百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年六月十日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百六十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法

機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債

口	六				五																		
	イ		イ		口		イ																
	札 入	非 行	争 行	非 入	者 ・ 第	特 ・ 第	国 債 場	札 入	非 行	入 札	法 格	募 入	入 札	方 格	募 入	入 札	法 格	募 入	入 札	方 格	募 入	入 札	
た	条	特	五	額	六	億	額	四	う	億	額	込	募	各	割	各	当	も	各	非	下	額	市
利	第	別	万	行	十	七	面	行	十	円	面	み	限	国	り	申	て	の	申	価	を	を	場
付	一	会	円	し	二	千	金	し	六	金	額	の	度	債	当	込	ら	か	込	格	を	定	特
国	項	計	額	た	条	三	額	た	条	で	一	応	額	市	て	み	そ	ら	み	競	め	別	参
債	の	に	で	利	第	百	で	利	第	一	兆	募	の	場	る	の	の	の	の	争	る	も	加
に	規	関	千	付	一	十	一	付	一	兆	五	額	範	特	。〃	応	の	の	の	入	も	の	者
つ	定	す	百	国	項	兆	兆	国	項	五	千	を	内	参	。〃	募	の	の	の	札	の	に	ご
い	に	る	億	債	の	万	四	債	の	千	六	割	に	加	。〃	額	を	の	の	発	に	ご	と
て	基	法	二	に	規	千	百	に	規	六	百	り	お	者	を	案	分	を	の	行	よ	に	に
、	づ	律	千	つ	定	五	四	つ	定	百	四	当	い	ご	分	に	順	格	の	・	の	に	に
額	き	第	六	い	に	百	十	は	は	百	十	て	て	の	に	次	割	の	第	の	の	に	に
面	は	四	百	は	基	十	八	は	は	十	九	各	の	の	よ	り	り	高	一	第	の	の	に
金	は	十	二	き	づ	第	八	き	き	九	各	申	の	の	り	り	い	い	の	一	第	の	の
額	は	十	十	、	き	第	八	、	き	九	申	の	の	の	り	り	い	い	の	一	第	の	の
額	は	十	十	、	き	第	八	、	き	九	申	の	の	の	り	り	い	い	の	一	第	の	の

			十 十		九 八		七					八										
			イ 一		振 額		払 込					行 争										
口			入 価 発		替 単 位		札 非 入 価 競					行 争 入 札 競										
び 札 非			入 札 競		替 単 位		札 非 入 札 競					行 争 入 札 競										
国 債 市			行 及 入		位		行 争 入 札 競					行 争 入 札 競										
十 七 銭 六 厘			募 価 格		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 と		行 争 入 札 競					行 争 入 札 競										
十 七 銭 六 厘			十 額	募 価 格	十 額	平 成 二 十 年 五 月 十 五 日	す 〃	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 と	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円	千 二 百 四 十 一 億 七 千 九 万 二 千	十 円	百 一 億 八 百 五 十 七 万 三 千 百 六	十 万 円	一 兆 五 千 六 百 四 十 五 億 二 千 六 百	行 争 入 札 競	で 千 二 百 四 十 二 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 〃	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 〃	特 別 計 画 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 百 一 億 千 百 万 円

十
三

初 利 発 競 加 場
期 行 争 非 者 特
利 入 価 ・ 別
子 札 格 第 参

年〇・七パーセント

平成二十年十一月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

毎年五月十五日及び十一月十五
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十
五

償 還
金 限

平成二十年五月十五日

十
六

償 還
金 額

額面金額百円につき百円

十
七

元 利
金 支

日本銀行

十
八

入 札
場 参
加

財務大臣から通知を受けた者

十
九

払 者
込 期
日

平成二十年五月十五日